

## 先着順随意契約による普通財産（土地）売払実施説明書

四日市市が所有する土地について、一般競争入札において落札者が決定しなかつたため、四日市市普通財産売払事務取扱要綱第4条第2項の規定に基づき、下記要領により先着順（随意契約）で売り払いします。

### 記

#### 1 売払物件

所 在	地 目	面 積（実測）
四日市市上海老町2031番1	原野	920.30 m <sup>2</sup>

※詳細は、別添「売払物件調書」をご覧ください。

#### 2 申込者の資格

- (1) 申し込みができる者は、個人及び法人とします。
- (2) 特別の理由がある場合を除くほか、成年被後見人及び破産者で復権を得ていない方は、申し込むことができません。
- (3) 四日市市の行った普通財産の売り払いに関し、次の各号のいずれかに該当する方は、当該事実があった日から2年間経過していない者は申し込むことができません。
  - ① 一般競争入札の公正な競争を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
  - ② 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ③ 正当な理由なく契約を履行しなかった者及び正当な理由なく契約の締結をしなかった者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者は申し込むことができません。

#### 3 受付

- (1) 申込受付期間、受付時間及び受付場所

受付期間	令和8年2月19日（木）～令和8年4月17日（金） ※閉庁日（土曜、日曜、休日等）を除く
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
受付場所	四日市市役所 本庁舎5階 財政経営部 資産マネジメント課

- (2) 申込方法

- ① 買受希望者は、受付期間内に「普通財産買受申込書」その他必要書類を受付場所へ直接持参して提出してください。郵送、電話、ファックス、インターネットメール等による申し込みはできません。
- ② 1物件に対し2者以上の連名（共有）による申し込みも可能です。

- (3) 提出書類等

- ① 普通財産買受申込書
- ② 住民票の写し（法人の場合は、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）  
※発行後3ヶ月以内のものに限ります。

- (4) 申し込みにあたっての留意事項

- ① 売扱物件については、現状での引渡しとなります。申し込みにあたっては、必ず現地を事前に確認してください。
- ② 買受決定後の売買契約及び所有権移転登記は、申込書に記載された名義でしか行えません。

#### 4 売却価格

1, 260, 000円

#### 5 買受人の決定方法

- (1) 先着順により買受人を決定します。
- (2) ただし、受付開始時刻（または同日の同時刻）に複数の申し込みがあった場合は、直ちに、くじ引き（抽選）によって買受人を決定します。

#### 6 契約の締結等

- (1) 買受決定者は、市が指定する期日までに土地売買契約の締結を行っていただきます。
- (2) 正当な理由なく期日までに契約を締結しないときは、買受人としての資格を取り消します。

#### 7 売買代金等の支払い方法

- (1) 売買代金は、次のいずれかの方法により支払っていただきます。
  - ① **一括払いの場合（契約保証金免除）** 売買契約締結と同時に本市が発行する納入通知書により売買代金を全額支払っていただく方法（この場合、契約保証金は不要となります）。
  - ② **保証金払いの場合（分割納付）** 売買契約締結と同時に「契約保証金」を納付し、残金を後日支払っていただく方法です。
    - ・ 契約保証金：売買代金の 100 分の 10 以上の額（126,000 円以上）を、本市が発行する納入通知書により納付していただきます。
    - ・ 残金：契約締結の日から 30 日以内に、本市が発行する納入通知書により支払っていただきます。
- (2) 契約保証金には、利息を付しません。

#### 6 契約に付す条件

買受人に対しては、売買契約において次の条件を付しますので、これらの定めに従つていただくことになります。

##### (1) 用途制限

契約締結の日から 5 年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食等営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織の事務所など公序良俗に反する業等の用に供することはできません。

##### (2) 契約の解除

- ① 買受人が売買契約書の各条項に違反したとき又は契約に定められた義務を履行しないときは、本市は契約を解除することができます。
- ② 上記により契約が解除されたときは、買受人は、本市の指示する期間内に自己の費用で土地を原状に回復して本市に引き渡さなければなりません。

### (3) 実施調査の協力

用途制限等の禁止条件の履行状況を確認するため、本市の求めにより隨時登記簿謄本等の提出や実地調査等に協力していただきます。

### (4) 違約金

上記(1)から(3)の条件に違反した場合は違約金として、売買代金の20%を支払っていただきます。

## 7 所有権の移転等

- (1) 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転するものとし、同時に土地を引き渡すものとします。
- (2) 売払物件は、現状のまま引き渡すものとします。
- (3) 所有権の移転登記は、本市嘱託により行います。

## 8 契約費用及び公租公課

- (1) 売買契約書に貼付する収入印紙の費用は、買受人の負担となります。
- (2) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等は、買受人の負担となります。
- (3) 所有権移転後の公租公課は、買受人の負担となります。
- (4) その他契約に要する費用は、買受人の負担となります。

## 9 個人情報について

提出された書類等に記載された個人情報は、原則として本売払事務のみに使用します。ただし、参加資格確認（暴力団排除）のため、警察当局へ情報提供する場合があります。

## 10 その他

- (1) 本説明書に記載された事項について熟知して申し込んでください。
- (2) 売買契約締結後、売買物件について種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由とする履行の追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。
- (3) 建物等を建築するにあたっては、建築基準法、河川法、三重県、四日市市の条例等による制限や指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。

<お問い合わせ先> 四日市市 財政経営部 資産マネジメント課 担当：矢倉 TEL 059-354-8299 (直通)
---